

PiTaPa 会員規約の改定内容

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><b>P i T a P a 会員規約</b></p> <p><b>第 13 条（会員資格の取消）</b></p> <p>1. 両社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他両社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1)カードの申込みに際し氏名、住所、勤務先、家族構成等、会員の特定・信用状況の判断にかかる事実について虚偽の申告をした場合</p> <p>(2)カード利用代金等、スルッとまたは三井住友に対する債務の履行を怠った場合</p> <p>(3)本規約に基づく債務につき期限の利益を喪失した場合</p> <p>(4)現金化を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当、もしくは不審があると両社が判断した場合</p> <p>(5)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(6)会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、複数のカードの一部または全部において、<u>上記(1)から(5)に記載した事項</u>のいずれかに該当したとき</p> <p>(7)本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(8)会員が、自らまたは第三者を利用して、両社のいずれかに対して暴力的な行為、脅迫的な言動、またはその業務を妨害する等の反社会的な行為があった場合</p> <p>(9)本会員が第 46 条の表明・確約に違反した場合</p>	<p style="text-align: center;"><b>P i T a P a 会員規約</b></p> <p><b>第 13 条（会員資格の取消）</b></p> <p>1. 両社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他両社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1)カードの申込みに際し氏名、住所、勤務先、家族構成等、会員の特定・信用状況の判断にかかる事実について虚偽の申告をした場合</p> <p>(2)カード利用代金等、スルッとまたは三井住友に対する債務の履行を怠った場合</p> <p>(3)本規約に基づく債務につき期限の利益を喪失した場合</p> <p>(4)現金化を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当、もしくは不審があると両社が判断した場合</p> <p>(5)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(6)会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、複数のカードの一部または全部において、<u>前各号に定める場合</u>のいずれかと<u>同様の事由</u>に該当したとき</p> <p>(7)本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(8)会員が、自らまたは第三者を利用して、両社のいずれかに対して暴力的な行為、脅迫的な言動、またはその業務を妨害する等の反社会的な行為があった場合</p> <p>(9)本会員が第 46 条の表明・確約に違反した場合</p>

## PiTaPa 会員規約の改定内容

- (10) 会員が、第 46 条第 2 項に規定する暴力団等もしくは同項各号のいずれかに該当し、または同条第 3 項各号に該当する行為をした場合
- (11) 届出の住所宛に送付したカードが不着となり、一定期間経過後も本会員へのカード到着が不可能な状態にあると両社が判断した場合

### 第 39 条（個人情報の取得・保有・利用および提供等）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む両社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下(1)から(6)の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を両社が保護措置を講じた上で取得・利用することに同意します。なお、第 7 条に定める三井住友が行う与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（以下(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。また、会員等は、会員等が本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、本条の同意の対象となる個人情報は、複数のカードの一部または全部に関して本条と同様の規定に基づき同意の対象となっている個人情報を含むことに、同意したものとします。

- (10) 会員が、第 46 条第 2 項に規定する暴力団等もしくは同項各号のいずれかに該当し、または同条第 3 項各号に該当する行為をした場合
- (11) 届出の住所宛に送付したカードが不着となり、一定期間経過後も本会員へのカード到着が不可能な状態にあると両社が判断した場合

### 第 39 条（個人情報の取得・保有・利用および提供等）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む両社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下(1)から(6)の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を両社が保護措置を講じた上で取得 （映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・利用することに同意します。なお、第 7 条に定める三井住友が行う与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（以下(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。また、会員等は、会員等が本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、本条の同意の対象となる個人情報は、複数のカードの一部または全部に関して本条と同様の規定に基づき同意の対象となっている個人情報を含むことに、同意

## PiTaPa 会員規約の改定内容

<p>(1) 申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号（携帯電話番号を含む）の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>(2) 会員の交通利用、ショッピング利用の内容およびそれに関する情報、ご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p> <p>(3) 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報</p> <p>(4) お電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た情報（通話内容を含む）</p> <p>(5) 両社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況および取引に関連する事項の確認状況</p> <p>(6) 官報や電話帳等の公開情報</p> <p>2. 会員は、スルッとが次の目的のために前項の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>(1) PiTaPaならびにスルッと関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(2) PiTaPaならびにスルッと関連事業における市場調査、商品開発</p>	<p>したものとします。</p> <p>(1) 申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号（携帯電話番号を含む）の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>(2) 会員の交通利用、ショッピング利用の内容およびそれに関する情報、ご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p> <p>(3) 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報</p> <p>(4) お電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た情報（通話内容を含む）</p> <p>(5) 両社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況および取引に関連する事項の確認状況</p> <p>(6) 官報や電話帳等の公開情報</p> <p>2. 会員は、スルッとが次の目的のために前項の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>(1) PiTaPaならびにスルッと関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(2) PiTaPaならびにスルッと関連事業における市場調査、商品開発</p>
---	--

## PiTaPa 会員規約の改定内容

<p>(3) P i T a P a ならびにスルッと関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p> <p>(4) 加盟社局等または一般加盟店の商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付</p> <p>3. 加盟社局等の提供する登録型割引サービスを申し込んだ会員は、加盟社局等が交通事業を円滑に行うために必要な範囲で、第1項の個人情報を利用することに同意したものとします。</p> <p>4. 会員は、スルッとが個人情報の保護措置を講じた加盟社局等に対して加盟社局等における経営分析、市場調査、商品開発の目的のために当該加盟社局等でカードを利用された会員の属性情報のうち郵便番号、性別、年齢を提供することに同意したものとします。</p> <p>5. 会員は、スルッとが、加盟社局等、相互利用先および加盟店に対してカードの利用制限に関する情報を提供すること、ならびに、第7条第3項に基づき加盟社局等および相互利用先に委託した業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。また、加盟社局等および相互利用先の運賃に関する業務に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。</p> <p>6. カードの紛失・盗難、転居の未届出および会員の故意・過失により PiTaPa 会員番号等のカード券面記載事項を会員本人以外に知られた事等に起因して、カード、送達物および駅券売機ならびに PiTaPa 倶楽部（インターネットのスルッとホームページ (<a href="https://www.pitapa.com/">https://www.pitapa.com/</a>) から入会できるサイト）等から個人情報等が漏えいした場合、会員は、そのすべての責を負うものとします。</p>	<p>(3) P i T a P a ならびにスルッと関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p> <p>(4) 加盟社局等または一般加盟店の商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付</p> <p>3. 加盟社局等の提供する登録型割引サービスを申し込んだ会員は、加盟社局等が交通事業を円滑に行うために必要な範囲で、第1項の個人情報を利用することに同意したものとします。</p> <p>4. 会員は、スルッとが個人情報の保護措置を講じた加盟社局等に対して加盟社局等における経営分析、市場調査、商品開発の目的のために当該加盟社局等でカードを利用された会員の属性情報のうち郵便番号、性別、年齢を提供することに同意したものとします。</p> <p>5. 会員は、スルッとが、加盟社局等、相互利用先および加盟店に対してカードの利用制限に関する情報を提供すること、ならびに、第7条第3項に基づき加盟社局等および相互利用先に委託した業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。また、加盟社局等および相互利用先の運賃に関する業務に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。</p> <p>6. カードの紛失・盗難、転居の未届出および会員の故意・過失により PiTaPa 会員番号等のカード券面記載事項を会員本人以外に知られた事等に起因して、カード、送達物および駅券売機ならびに PiTaPa 倶楽部（インターネットのスルッとホームページ (<a href="https://www.pitapa.com/">https://www.pitapa.com/</a>) から入会できるサイト）等から個人情報等が漏えいした場合、会員は、そのすべての責を負うものとします。</p>
---	---

## PiTaPa 会員規約の改定内容

※なお、第2項のP i T a P a ならびにスルッと関連事業の具体的な事業内容については、スルッと所定の方法（インターネットのスルッとホームページ（<https://www.pitapa.com/>）への常時掲載）によってお知らせします。

### ジュニアカード・キッズカードに関する特約

#### 第1条（利用範囲）

ジュニアカードおよびキッズカードは、原則として、スルッとが適当と認める範囲内での交通利用のみ可能とします。ただし、両社が適当と認めた場合には、一般加盟店でも利用できる場合があります。

7. 会員等は、両社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。

※なお、第2項のPiTaPa ならびにスルッと関連事業の具体的な事業内容については、スルッと所定の方法（インターネットのスルッとホームページ（<https://www.pitapa.com/>）への常時掲載）によってお知らせします。

### ジュニアカード・キッズカードに関する特約

#### 第1条（利用範囲）

ジュニアカードおよびキッズカードは、原則として、スルッとが適当と認める範囲内での交通利用のみ可能とします。ただし、両社が適当と認めた場合には、一般加盟店でも利用できることとします。

#### 第2条（本会員および法定代理人の同意）

ジュニアカードまたはキッズカードを発行された家族会員は、本会員および法定代理人の同意を得た上で、ジュニアカードまたはキッズカードを利用するものとします。

#### 第3条（利用通知）

1. 本特約第1条に基づき一般加盟店での利用を両社が認めたジュニアカードまたはキッズカードを発行された家族会員がショッピング利用をした場合、スルットは、一般加盟店から受領した当該家族会員の利用情報を、本会員が登録したメールアドレスに対し通知するものとします。
2. 前項のスルットとの通知義務は、本会員が登録したメールアドレスに宛ててスルットが通知メールを発信した時点で完全に果たされるものとし、当該本会員が登録したメールアドレスに誤りがある、当該本会員のメールアドレス

## PiTaPa 会員規約の改定内容

<p><b>第 2 条（有効期限等）</b></p> <p>1. キッズカードの有効期限は、原則として家族会員が満 12 歳になる年度（4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで）の 3 月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、ジュニアカードを発行します。</p> <p>2. ジュニアカードの有効期限は、原則として家族会員が満 18 歳になる年度（4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで）の 3 月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、一般家族カードを発行するものとします。</p> <p><b>第 3 条（その他）</b></p> <p>本特約に定めなき事項については、PiTaPa 会員規約を適用します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2022 年 4 月改定】</p> <p><b>PiTaPa 会員規約附則</b></p> <p><b>第 5 条（支払停止の抗弁）</b></p> <p>1. 附則会員は、ポストペイにより利用したサービス（交通利用、ショッピング利用、IC 定期券購入）について次の各号のいずれかの事由が存するとき</p>	<p><u>レスの変更届出がなされていない、当該本会員のメールの受信環境の設定等、スルッと の責に帰さない事由により通知が当該本会員に到達しなかったとしても、スルッと は何らの責任も負わないものとします。</u></p> <p><u>3. 前 2 項にかかわらず、天災転変、システム障害など予期せぬ事由によりスルッとによる通知が困難である場合、スルッとは通知責任を負わないものとします。</u></p> <p><b>第 4 条（有効期限等）</b></p> <p>1. キッズカードの有効期限は、原則として家族会員が満 12 歳になる年度（4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで）の 3 月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、ジュニアカードを発行します。</p> <p>2. ジュニアカードの有効期限は、原則として家族会員が満 18 歳になる年度（4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで）の 3 月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、一般家族カードを発行するものとします。</p> <p><b>第 5 条（その他）</b></p> <p>本特約に定めなき事項については、PiTaPa 会員規約を適用します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2024 年 2 月改定】</p> <p><b>PiTaPa 会員規約附則</b></p> <p><b>第 5 条（支払停止の抗弁）</b></p> <p>1. 附則会員は、ポストペイにより利用したサービス（交通利用、ショッピング利用、IC 定期券購入）について次の各号のいずれかの事由が存するとき</p>
---	---

## PiTaPa 会員規約の改定内容

は、当該事由が解消されるまでの間、三井住友に対し当該事由にかかるポストペイサービス等について支払いを停止することができます。

(1) サービス、ショッピング利用時の商品等の提供、引渡しが行なわれないこと

(2) サービス、ショッピング利用時の商品等に瑕疵（欠陥）があること

(3) その他サービス、ショッピング利用時の商品等の提供、販売について、加盟社局等および一般加盟店に対して生じている正当な抗弁事由があること

### 第7条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）はスルツとが、本規約にかかる取引上の判断にあたり、スルツとが加盟する以下の個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する以下の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

以上

【2022年4月改定】

は、当該事由が解消されるまでの間、三井住友に対し当該事由にかかるポストペイサービス等について支払いを停止することができます。

(1) サービス、ショッピング利用時の商品等の提供、引渡しが行なわれないこと

(2) サービス、ショッピング利用時の商品等に破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること

(3) その他サービス、ショッピング利用時の商品等の提供、販売について、加盟社局等および一般加盟店に対して生じている正当な抗弁事由があること

### 第7条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）はスルツとが、本規約にかかる取引上の判断にあたり、スルツとが加盟する以下の個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する以下の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

以上

【2024年2月改定】